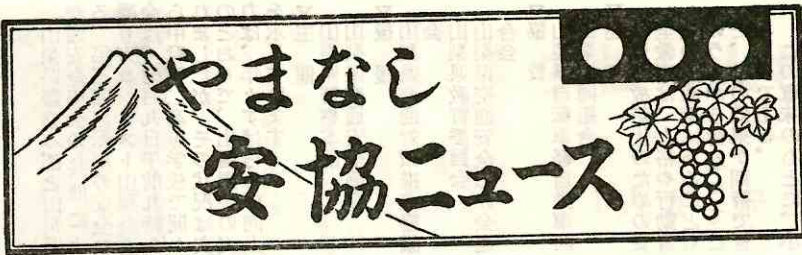


(1)

県下の交通事故 (8月末現在)

区別	事故件数	死者	傷者
46年	4,185件	153人	5,958人
47年	3,939	101	5,640
比較	-246件 (5.9%)	-52人 (34.0%)	-318人 (5.3%)



第21号

発行所

甲府市丸の内一丁目6-1

財団法人山梨県交通安全協会

TEL 甲府 (0552) (35) 2121 内線328



交通安全運動初日、恒例の黄色い羽根をくばる

秋の全国交通安全運動

9月22日 ~ 10月1日

重点！歩行者 とくに子どもと 老人の事故防止

飲酒運転防止に新生活運動

九月二十二日から十月一日まで十日間、秋の全国交通安全運動が行なわれることになりました。今回の運動は、歩行者、とくに子どもと老人の事故防止を重点目標とし、スクール・ゾーンの定着化、飲酒運転の追放を主眼とした新生活運動の展開などを重点実施事項とし、県民総ぐるみの運動として展開することになります。その実施要綱は次のとおりです。

スクール・ゾーンの定着化をはかる

目的
この運動は、県民すべてに交通安全思想の周知徹底をはかり、正しい交通ルールの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底をはかることを目的とする。

目的
この運動は、県民すべてに交通安全思想の周知徹底をはかり、正しい交通ルールの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底をはかることを目的とする。

至十月一日(日)

主 要

- 山梨県 山梨県警本部
- 山梨県教育委員会
- 山梨県交通安全対策本部
- 山梨県交通安全推進協議会
- 山梨県交通安全協会

重点目標

- 歩行者、とくに子どもと老人の事故防止
- スクール・ゾーンの定着化

ア特定スクール・ゾーン春の全国交通安全運動実施要綱により設立された、特定スクール・ゾーン内小学校周辺道路については、交通規制および交通安全施設の点検整備と交通指導を重点に実施する。



子がにぎる 親のその手は いのちづな

九月十二日から準備期間

運動のすすめ方
この運動を主催、または実施する機関、団体は、この運動を効果的に推進するため、次の事項を地域、職域の実態に応じて実施する。

- (一) 運動の実施については、準備期間中にすべての準備を完了し、本期間の開始と同時に、この運動が具体的に実施できるよう配慮する。
- (二) 運動の趣旨を県民全体に徹底するため、各機関、団体は、懸垂幕、立看板等を掲出す。
- (三) 各機関、団体は、交通安全意識の高揚をはかるため、職域、地域または学校単位に、道路の清掃と各種標識等の清掃など、奉仕活動等を積極的に行なう。
- (四) この場合、受傷しないよう十分配慮すること。
- (五) 交通安全協会の実施事項
- (六) 期間中、交通安全協会、街頭指導の実施
- (七) 交通安全講習会の開催
- (八) 交通安全映画会、交通安全教室、自転車安全な乗り

- 緑十字銅賞の受賞者**
- 本年度、全日本交通安全協会長から贈られる交通安全賞のうちの「緑十字銅賞」の受賞者が決定しました。
 - 本県関係は、次の二十八名の方々が、十月二十六日午前十時から県民会館で、優良運転者の表彰式に出席し、表彰されました。
- | | |
|----|-------|
| 甲府 | 金丸平甫 |
| 山梨 | 藤田一照 |
| 南都 | 川口秋彦 |
| 小笠 | 小笠原雄一 |
| 南都 | 南都原英明 |
| 長坂 | 長坂元英 |
| 市川 | 市川和明 |
| 浅川 | 浅川英明 |
| 市川 | 市川和明 |
| 市川 | 市川和明 |
| 市川 | 市川和明 |
| 市川 | 市川和明 |
| 市川 | 市川和明 |
| 市川 | 市川和明 |
| 市川 | 市川和明 |

その目的

スクール・ゾーンとは幼児、児童を交通事故の被害から守るとともに安全感の確保をはかるため、各小学校を中心とするおおよそ半徑五百メートル以内の範囲を、交通安全活動推進地域として定め、自動車等の通行制限、安全施設の整備および広報活動などを積極的に進めようとする。

スクールのゾーンとは

小学校中心に半徑五百メートル

① 再検討のうえ整備充実等その定着化をはかる

ア 交通安全指導の強化

イ 子どもと保護者について、母親ぐるみの指導を重点的に行なう。とくに通学通園路における安全確保と、帰宅後の交通安全防止について指導し、その徹底をはかる。

ロ 老人については、正しい歩行と自転車利用についての指導を重点的に行なう。

ハ 運転者については、子どもと老人の保護意識を高め、安全運転の励行運動を展開する。

ニ 徹底させる。

ヒ エキスルゾーン、通学通園路等、とくに道路交通の妨害となる不法占有、使用等をなくすため、関係機関、団体が協力して、道路パトロール隊を編成し実施する。

ヘ 車社会に配慮した新生活運動の展開

ホ 市町村は、特定地域(町内会、自治会、部落会等の単位)を設定して、地域住民とともに、飲酒をはじめ旧来のしきたり、習慣等を反省検討し、車社会に対応しない生活様式をとりあげ、これを改善する新生活運動を展開する。

小学校中心に半徑五百メートル

者用の道路の設定を促進したり、交通規制を強化したり、交通安全施設を整備したりする。

(5) 関係機関、学校、PTA、交通安全団体等が協力して、交通安全パトロール、交通安全パト

その目的

社寺境内等を、こども遊び場として確保したり、遊戯道路を設けたりする。

(4) 住民の協力を得て違法駐車や道路の不法占有を防止する。

その目的

子どもと老人の事故防止を重点目標とし、スクールのゾーン定着化、飲酒運転の追放を主眼とした新生活運動の展開などを重点実施事項とし、県民総ぐるみの運動として展開することになります。

その目的

子どもと老人の事故防止を重点目標とし、スクールのゾーン定着化、飲酒運転の追放を主眼とした新生活運動の展開などを重点実施事項とし、県民総ぐるみの運動として展開することになります。

高根東小が2連勝

第3回自転車の安全な乗り方コンテスト山梨県大会

山梨県警察本部と山梨県交通安全協会の共催による第3回自転車の安全な乗り方コンテスト山梨県大会は、七月九日午前九時から甲府第二高等学校で開かれましたが、その状況は次のとおりで、出場選手の実力は、年々すばらしい向上を示しています。



実技... Bコースに子ども



学科テストを受ける選手たち

たは推薦によるもの一五
団体入賞
優勝 高根東小学校
準優勝 加納岩小学校
三位 四方津小学校
四位 生小学校
五位 源小学校
六位 沢小学校

個人入賞
一位 清水 徳生
(高根東小六年)
二位 清水 一朗
(高根東小六年)
三位 安達 文三
(高根東小六年)
四位 岡本 広孝
(高根東小六年)
五位 浅川 浩之
(高根東小五年)
六位 小川 順一
(高根東小五年)
七位 加納岩小五年
八位 相生小 六年
九位 矢崎 亨
(加納岩小六年)

九位 菅沢 俊
十位 秋山 博
(加納岩小五年)

山梨県警察本部
山梨県交通安全協会
山梨県交通安全協会の会連
山梨県交通安全協会の会連
山梨県交通安全協会の会連

山梨県交通安全協会の会連
山梨県交通安全協会の会連
山梨県交通安全協会の会連

山梨市河野琴子さん
山梨市河野琴子さん
山梨市河野琴子さん

山梨県交通安全協会の会連
山梨県交通安全協会の会連
山梨県交通安全協会の会連

山梨県交通安全協会の会連
山梨県交通安全協会の会連
山梨県交通安全協会の会連

山梨県交通安全協会の会連
山梨県交通安全協会の会連
山梨県交通安全協会の会連

山梨県交通安全協会の会連
山梨県交通安全協会の会連
山梨県交通安全協会の会連

子どもの交通安全研究会

全日本交通安全協会の主催による、子どもの交通安全研究会は、九月十三日、十四日の両日、東京都千代田区の半蔵門会館および都道府県会館で行なわれることになり、本県から次の三名の方が出席することになりました。この研究会は、自転車の安全な乗り方を基礎とする交通安全指導について、(小・中)学校の児童、生徒)の交通安全指導について、幼児の交通安全指導について、三つをテーマとして、三分科に分かれて研究と討議を行なうことになっております。

山梨県交通安全協会の会連
山梨県交通安全協会の会連
山梨県交通安全協会の会連

山梨県交通安全協会 和四十六年度事業報告

昭和四十六年度事業計画に基づき事業を推進してまいりました。役員各位をはじめ各会員、関係機関、団体等の理解あるご協力により、所期の成果を収めることができました。ここに、事業の概況を報告いたします。

○四月一日～三十日
新入児童を交通事故から守る運動実施、腕章一万本、ちらし一万枚配付。
○四月一日
パンフレット「交通事故防止と婦人」三、〇〇〇部発行。
○四月一日
横断旗三、〇〇〇部配付。
○四月一日～十日
春の全国交通安全運動(前期)実施。
○四月十六日～五月五日
春の全国交通安全運動(後期)実施、黄色い羽根十萬本、スローガン看板一、〇〇〇枚、ポスター二、〇〇〇枚、パンフレット三、〇〇〇部、リーフレット三、〇〇〇部、自転車安全な乗り方コンテスト実施方法説明会開催(新紺屋小学校)。
○六月二十日
自転車の安全な乗り方コンテスト山梨県大会開催(新紺屋小学校)。
○八月一日
自転車の安全な乗り方コンテスト山梨県大会開催(新紺屋小学校)。

○九月十日
第五回交通安全写真コンテスト応募作品審査会(開会)。
○九月二十日
同右表彰式(山交特別室)。
○九月二十七日～十月六日
秋の全国交通安全運動実施、黄色い羽根十萬本、ポスター二、〇〇〇枚、リーフレット三、〇〇〇枚、展示写真二、〇〇〇枚、横断旗二、〇〇〇枚、本配付。
○十月五日
交通安全協会の山梨県大会開催(県民会館)。
○十月二十日
第十三回県下中学生交通安全大会開催(甲府北中)。
○十月二十五日
役員研修実施。
○十一月八日
交通安全功労者、優良運転者表彰式(県民会館)。

○十二月二十日
機関紙第十九号発行、十萬部。
○十二月二十七日
リーフレット「道交法の一部改正」二万六、〇〇〇部発行。
○一月十日
交通安全祈願祭(武田神社)。
○一月十日
理事会、評議員会合同会議(追加予算総会)。
○一月十一日
パンフレット「交通事故をなくすために」三、〇〇〇部発行。
○一月十九日～二十日
交通安全全国民総ぐるみ運動中央大会に参加(日比谷公会堂)。
○一月二十日
全日交協表彰式、銀章福葉嘉幸氏、銀章小林末雄氏、団体石和交通安全協会および高根東小学校(日比谷公会堂)。
○二月十五日
交通安全県民会議に参加(県民会館)。
○三月二十日
機関紙第二十号発行、十萬部。
○三月二十二日
理事会、評議員会合同会議(決算総会)。

○三月二十三日
横断旗配付三、〇〇〇本。
○三月三十日
パンフレット「タフティクラブとは」発行、一、〇〇〇部。
○年間
県公安委員会の委託による行政処分者講習実施、五、八〇〇人(週三回)。
○年間
公安委員会の委託による運転免許更新講習実施、四万七、五三八人(毎日)。
○年間
甲府保護観察所の委託による交通違反少年の補導講習実施(月一回)。
○年間
甲府家庭裁判所の委託による交通違反少年の補導講習実施(月一回)。
○年間
映画貸出し三、五九五回、(備付一九本)。
○年間
交通PR誌「人と車」配付(毎月)。
○年間
映画購入一九本。
○年間
セーフティ・ライトの普及、一万二、〇〇〇個。以上

安協役員の更迭

- このほど、山梨県交通安全協会役員の更迭が、次のとおりありました。
- 一、退任
(一) 県安協理事
小笠原安協会長 保坂 飛光
南甲府安協支部顧問 石山 栄吾
甲府安協副会長 小沢 照雄
都留安協副会長 原田 力
- 二、就任
(一) 県安協副会長
甲府安協副会長 平井 満
小笠原安協副会長 小笠原安協副会長 嘉 幸
(二) 県安協理事
甲府安協副会長 雨宮 愛紀
南甲府安協副会長 手塚 延太郎
- (三) 県安協副会長
都留安協副会長 照雄
甲府安協副会長 小沢 照雄
南甲府安協支部顧問 石山 栄吾
- (四) 県安協副会長
都留安協副会長 原田 力
甲府安協副会長 小沢 照雄
南甲府安協支部顧問 石山 栄吾
- (五) 県安協副会長
都留安協副会長 原田 力
甲府安協副会長 小沢 照雄
南甲府安協支部顧問 石山 栄吾
- (六) 県安協副会長
都留安協副会長 原田 力
甲府安協副会長 小沢 照雄
南甲府安協支部顧問 石山 栄吾
- (七) 県安協副会長
都留安協副会長 原田 力
甲府安協副会長 小沢 照雄
南甲府安協支部顧問 石山 栄吾
- (八) 県安協副会長
都留安協副会長 原田 力
甲府安協副会長 小沢 照雄
南甲府安協支部顧問 石山 栄吾
- (九) 県安協副会長
都留安協副会長 原田 力
甲府安協副会長 小沢 照雄
南甲府安協支部顧問 石山 栄吾
- (十) 県安協副会長
都留安協副会長 原田 力
甲府安協副会長 小沢 照雄
南甲府安協支部顧問 石山 栄吾

夜更けの救急車

宮野 貢作詩
一瀬 公弘作曲

たのしい夢が ふと消えて
ピーポーピーポー音がする
あれは夜更けの救急車
どこへ行くのか 急ぐのか
毎日交通 事故ばかり
ピーポーピーポー音がして
走る夜更けの救急車
とおどろいた命 ただ一つ
だんだん小さく 遠くなる
ピーポーピーポー音がする
まちよ 救急車
うんと早く 御苦労さん
運転する人



よく見て 手を上げて 渡りましょう



泣かすまい。などです。

第2回二輪車安全運転コンテスト山梨県大会

女性11人も参加して

31人が「安全の技」競う

県大会を、八月十三日午前九時から、昭和自動車教習所において開催しました。競技は、五〇cc以下のクラス(女性のみ)、五二cc以上一五五cc以下のクラス、一六cc以上三五〇cc以下のクラスおよび三五〇cc以上のクラスの四クラスに分けて、学科および実技について行われた結果、次のとおり入賞者が決定しました。

- ▽五〇cc以下のクラス
 一位 鶴田美保子(御坂町)
 二位 奥田晴美(櫛形町)
 三位 福島洋子(甲府市)
 四位 小沢由美子(市)
- ▽五二cc以上一五五cc以下のクラス
 一位 望月春雄(甲府市)
 二位 和田光史(甲府市)
 三位 小沢由美子(市)
- ▽一六cc以上三五〇cc以下のクラス
 一位 菊島博文(市)
 二位 小林康雄(甲府市)
 三位 大崎光男(甲府市)
 四位 三五一cc以上のクラス

菊島選手が二年連続入賞

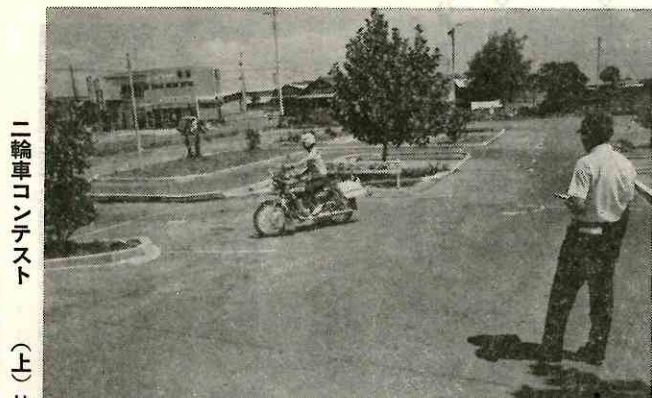
二輪車安全運転全国大会で

全日本交通安全協会の主催による、第五回二輪車安全運転競技会全国大会は、八月二十七日、警視庁府中運転免許試験場において行なわれ、菊島選手は、二年連続入賞と入賞しました。

本県から出場した菊島選手は、二六cc以上三五〇cc以下のクラスで六位に入賞しました。他の選手も、相当の好成績でありましたが、入賞は六位まで、は惜しくも逸しました。

菊島選手は、山梨県において二年連続優勝し、昨年

山梨県交通安全協会と、山梨県二輪車安全運転推進委員会では、県警本部交通部の指導を受け、山梨県教育委員会、山梨県自動車教習協会、山梨県自動車販売店協会、山梨県自動車整備振興会の後援と、山梨県二輪車安全運転普及協議会の協賛のもと、第二回二輪車安全運転コンテスト山梨



二輪車コンテスト

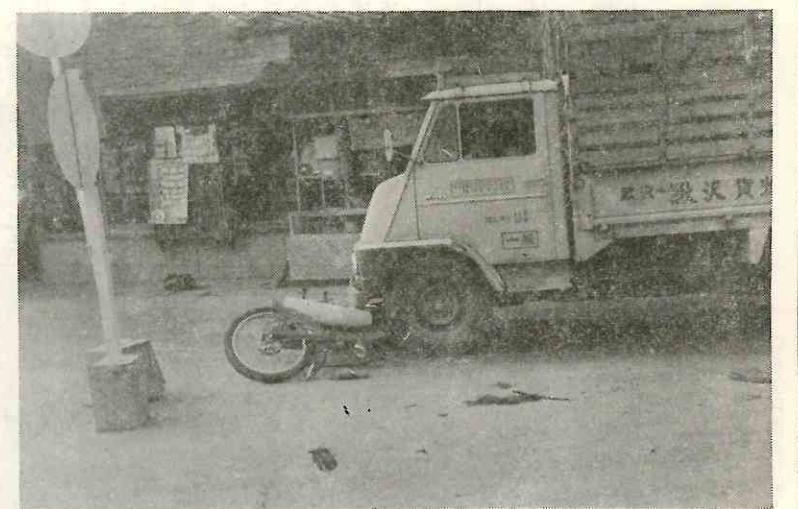
(上) 技能テスト

(下) 学科テスト

な選手十六名に對しては、山梨県交通安全協会から「二輪車優良ドライバーの章」が交付されました。

原動機付自転車も、必ず自動車損害賠償責任保険に加入してください。加入しないで運転すると処罰されます。また、万一、加入しないで事故を起こし、人を死傷させたなら、損害賠償でたいへんなこととなります。

一位 望月郁雄(甲府市)
 二位 井上 隆(甲府市)
 三位 戸沢清賢(甲府市)
 四位 若杉 誠(甲府市)
 五位 井上 隆(甲府市)
 六位 若杉 誠(甲府市)



● 死につながる こわい二輪車の事故 ●

二輪車には必ずヘルメットを

昨年山梨県下で発生した二輪車事故一、〇六二件のうち、ヘルメットをかぶっていないのは三八八で、わずか三・六％に過ぎません。四輪車と違って何の防備もない二輪車で、しかも、転倒しやすく、また、道路はコンクリートかアスファルトですから、石で造られていると同様です。それなのに、ヘルメットをかぶらないで乗っているのは、全く命知らずの危いことです。そこで、本年五月一日から、二輪車に乗るときは必ずヘルメットを着用するよう義務付けられました。ヘルメットを着けるか着けないかは、単に法律だけの問題ではありません。あなた自身の命を大切にするために、ぜひ着用してください。交通安全協会でも、JISマークの付いた保証付のヘルメットを安価で斡旋しています。希望の方は、地区の交通安全協会へ申し込んでください。

新規購入 映画の紹介

このたび、つぎの映画を購入しました。ご活用ください。一、「若い疾走」十六ミリ、カラー、十四分、高校生。その交通安全に、最近、自動二輪車による若者の犠牲者が多く、特に、二人乗りや、ヘルメットなしで死亡する者が、急増の傾向を見せている。その原因には、オートバイ人口の増加、車種の大型化、交通事情の悪化など

二輪車事故防止のポイント

昨年、山梨県内で発生した交通事故で二二二人が死亡したが、その三分の一の七三人はオートバイによる事故です。

最近、オートバイの大型のものに乗る傾向が急激に高まって、オートバイ事故は特に、大型のものに激増しています。

そこで、最近、二輪車の事故防止が強調され、中央二輪車安全運転推進委員会が設けられ、山梨県にも山梨県二輪車安全運転推進委員会が設置されました。

さて、オートバイの持つ「小型機動性の利点の裏に、転倒」という危険なポイントがあります。

急制動、前6分後4分

二輪は「チビ」となめられる

急ブレーキはギリギリの状態のときでしようが、そこへもつてゆかないことが大切です。急ブレーキをかけた瞬間、重心が前傾して、ハンドルを切ることにあります。①フットブレーキ(後輪)はつぎのようです。

急ブレーキはギリギリの状態のときでしようが、そこへもつてゆかないことが大切です。急ブレーキをかけた瞬間、重心が前傾して、ハンドルを切ることにあります。①フットブレーキ(後輪)はつぎのようです。

の、ハッキリした理由のほかに、オートバイに乗る若者自身に、未成熟な弱さのあることは見逃せない。この映画では、オートバイを駆る若いライダーたちの行動を分析的に捉え、その中に潜む危険性を、感じとらせようとしている。若い命を、悲惨なオートバイ事故から守るために、中学生、高校生に見せたい映画である。

二、「交通事故にあわないために」その実態と意識一十六ミリ、カラー、二十八分、一般向。

私たちは、交通事故のニュースを見ると、すぐ自動車を悪ものにしてがちです。しかし、人と車がともに利用する道路で、歩行者が身の安全を守るためには、相手方の車の行動について、それに対応した行動をとらなければなりません。道路には、歩行者の安全をはかるために、信号機その他のいろいろの施設がもうけられています。

一見無防備に見える歩行者ですが、事故にあわぬように配慮がなされているわけです。

それにもかかわらず、歩行者が歩行者としてのルールを無視して通行し、傷を負ったり生命を落したりしています。

特に、親の不注意によるこの種の事故、また、雨の日や夜間の不注意な横断など、歩行者側に問題のある例がよく見られます。

私たちは、相手方を責める前に、交通ルールをよく守り、正しい歩き方をしたいものです。

この映画は、カメラをあらゆる場所にすえて、危険な歩行者の姿を追い求めています。

私たちは、自分の目でこれらの実態をよく見て反省し、安全に、元気に、明るい生活をおくろうではありませんか。

四方の安全確認 道路を走るとき、前後左右の安全性を十分に計算に入れて走りましょう。必ず四方のうち、一方か二方向に危険が存在しているものであります。

①二輪車はチビとなめられています。四輪ドライバーはオートバイの図体が小さいのをよけることに無視「小さいのがよけるだろう」という神経です。

②ヘッドライトは前方を照らすだけの役割でなく、自分の存在を相手に知らせるものです。夕暮れには早目に点灯してください。

③追突はさせる方にも問題があるものです。ブレーキをかける前にブレーキペダルを数度カラ踏みつけて後車に知らせることが必要です。

④流れのつて走ると、道路には一定の流れのスピードがあります。それははみだすと、速すぎても遅すぎても危険です。



初心運転者に標識

免許試験の充実図る

道交法の一部を改正

道路交通法の一部改正が六月一日公布されました。今回の改正の主旨は、普通免許の技能試験は路上試験にあり、指定自動車教習所卒業者の規定や、指定自動車教習所に関する規定、初心運転者の遵守事項について規定するなど、初心運転者に対する教育の徹底と、その資質の向上をはかるための規定です。

△免許の有効期間については、改正の要点は次のとおりです。

一、路上試験実施等のため規定整備
指定自動車教習所卒業（修了）者以外の者に対する普通免許の技能試験は路上試験にあり、指定自動車教習所卒業者の規定や、指定自動車教習所に関する規定、初心運転者の遵守事項について規定するなど、初心運転者に対する教育の徹底と、その資質の向上をはかるための規定です。



暴走の果てに……

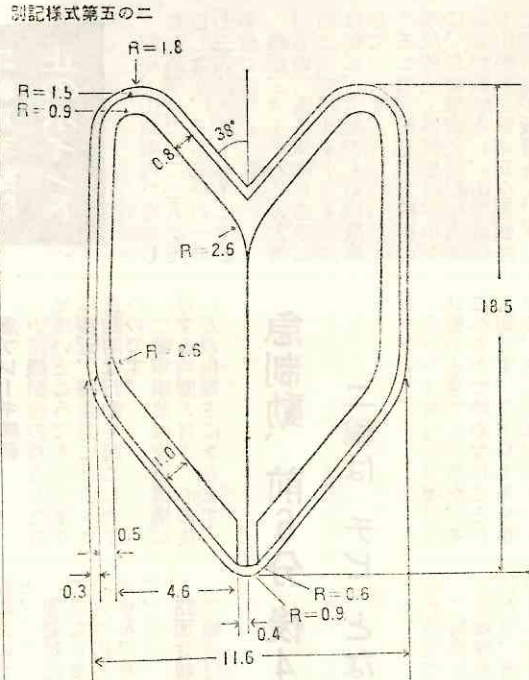
以上、者または二種免許をもっている者もしくは技能指導員等の政令で定められた者等の政令で定められた者以外、仮免許を現に受けており、総理府令で定められた方法で五日間以上路上練習をした者でなければ、普通免許試験を受けられません。

二、初心運転者対策
普通免許を受けて経歴一年未満の者は、自動車の前部と後面に、総理府令で定める初心運転者であることを示す標識をつけて運転しなければなりません。

三、免許の有効期間
普通免許の有効期間は三月で、取消し処分もありません。

運転初心者マークとは

道路交通法の改正による



備考 1 緑の色彩は白色、緑線の色彩は黒色、地の左の部分の色彩は黄色、地の右の部分の色彩は緑色とする。
2 地の部分には反射材料を用いるものとする。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

て、免許をとって一年以内のドライバーは、普通車の前後に、このマークをつけることになりました。もし、つけないときは処罰されることとなります。運転初心者マークは、交通安全協会が斡旋することになっています。

得ない場合を除いてその普通自動車に幅寄せをした後、その普通自動車前方に追突をさけるのに必要な車間距離を保てないおそれのあるときは、その普通自動車の前方に進路変更を示す標識をつけて運転しなければなりません。

は適性試験を受けた日（更新のものとは旧免許の有効期間が経過した日）から後日となり、その三日目の誕生日となり、ただし、昭和四十八年三月三十一日以前にすでに免許を受けている者の有効期間は現行どおりの取扱いと、そしてその者が昭和四十八年四月一日以降における最初の更新をしてから三年を経過した後の最初の誕生日が有効期間の末日となるよう経過措置がとられています。

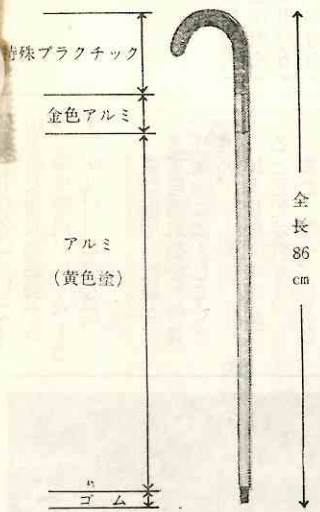
この法律は、初心運転者の標識掲示義務とその保護規定及び国家公安委員会の指示権関係規定は本年十月一日から、指定自動車教習所関係規定、免許試験の有効期間に関する規定及び路上試験実施関係規定等は昭和四十八年四月一日から、そしてその他の規定は公布日の六月一日施行です。

老人の事故防止に

安全ステッキを贈る

山梨県交通安全協会では、老人の交通事故防止運動の一環として、黄色い安全ステッキを贈りました。第一回は、去る六月に甲府警察署を通じて一〇〇本

安全ステッキ



を甲府市内の老人に贈り、さらに、秋の全国交通安全運動に、南甲府署を通じて五〇本と、県下の老人大会に際し一〇〇本をそれぞれ贈ることになりました。

なお、この安全ステッキは、一本五百円で山梨県交通安全協会が斡旋もいたします。老人の事故防止のため、団体、その他の特志家の善意によって、県下の多くのおとしよりに、この安全ステッキが贈られます。よう、期待をしております。



居眠り運転 死のダイビング (高速道路交通警察隊 早川国芳氏撮影)

講習修了証が必要

一トン以上から改正



ホークリフトの運転免許証は公安委員会で、講習修了証は労働基準局で……、この二つが必要であり、いままで荷重三トン以上のホークリフトの運転作業については、労働基準局長の修了証を所持することが必要でしたが、今度改正になって、一トン以上のホークリフトを扱うには、この講習を受けることになりました。

つまり、ホークリフトを道路で運転するときは、公安委員会の大型特殊免許が必要で、また、工場、事業場などで一トン以上のホークリフトを取扱うときは、労働基準局長の講習修了証が必要になります。

そこで、山梨労働基準局長の指定を受けて、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨支部（山梨県トラ

ック協会内）が、山梨自動車学校（山梨県運転免許センター内）で、この講習を行なうことになりました。

この講習は、すでに数回行なわれましたが、一トンの取扱者を対象に加えてやるのは初めてのことで、今回は、十月二十六日（木）と十月二十七日（金）が学科で、十月二十八日、三十一日、十一月二日、四日、七日、九日、十一日、十四日、十六日、十八日のいずれかの日に実技の講習を受け、十一月二十一日にテストが行われます。

また、この制度は全国共通のもので、山梨県以外に住所がある方も、希望者はこの講習を受けることができます。

くわしいことは、石和町唐柏、山梨県トラック協会（電話）〇五五二六二一五五六へお問い合わせください。